

令和元年度事業計画書

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

I 基本方針

東京都内における平成30年中の交通事故発生件数は3万2,592件で、前年に比べて171件減少した。負傷者数、死者数も前年を下回り、特に死者数は143人と戦後最少を記録したものの、都道府県別で見ると、東京は交通事故死者数が7番目に多い（最多は愛知県の189人）。

年齢別の死者数では、65歳以上の高齢者が60人と最も多く、全体の4割強を占めているほか、状態別の死者数でも、最多である「歩行者」（60名）の半分以上にあたる33人が高齢者であった。

車両側が第一当事者となった違反で最も多かったのが「前方不注意」で36人、次いで「ハンドル操作不適」が20人となっている。

このような状況を踏まえ、当財団は、交通遺児等の援護や交通安全の推進をはじめとした目的を達成するため、次の事業を引き続き積極的に実施し、公共の福祉の増進への貢献を期することとする。

1. 交通遺児等に対する助成

- (1) 交通遺児等育成助成金の支給
- (2) 交通遺児等就学支援金の支給

2. 交通安全対策事業等に取り組む団体への助成

- (1) 東京高速道路交通安全協議会への助成
- (2) 特別賛助会員が取り組む交通安全対策事業等に対する助成

3. 広報・普及啓発事業

警察署及び一般社団法人東京都トラック協会との連携による広報及び普及啓発

- (1) 警視庁交通部主催「セーフティドライバー・コンテスト」無事故・無違反達成者に対する副賞贈呈
- (2) 一般社団法人東京都トラック協会主催「『トラックの日』児童絵画コンテスト」に対する助成
- (3) 一般社団法人東京都トラック協会青年部が東京都内の小学校からの要請に基づき実施する「児童のための交通安全教室」に対する助成

- (4) 一般社団法人東京都トラック協会女性部が実施する東京都内98警察署との意見交換及び交通遺児援助活動に対する助成

II 事業計画

1. 交通遺児等に対する助成

(1) 交通遺児等育成助成金の支給

①支給対象

父親またはこれに代わる保護者が、次に掲げるいずれかの交通事故によって死亡し、または自動車損害賠償保障法施行令別表の第1級から第3級までの等級に該当する後遺障害が存する場合における、その子弟等で18歳以下の者（交通遺児等）。

ア. (一社) 東京都トラック協会の会員事業所所属車両が関与した交通事故

イ. (一社) 東京都トラック協会の会員事業所所属の従業員が、業務に従事中（通勤途中を含む）に身体に被害を及ぼした交通事故

②支給金額

1世帯内における交通遺児等の数	支給金額(一時金)
交通遺児等が1世帯内に1人のとき	100万円
〃 2人のとき	180万円
2人以上1人増す毎に80万円を加えた額	

(2) 交通遺児等就学支援金の支給

①支給対象者

上記(1)の育成助成金の支給の申し込みをし、かつ、育成助成金の支給の決定を受けた者。

②支給金額

種 類	対 象	月 額
未就学児支援金	未就学児	5,000円
奨 学 手 当	小 学 生	7,000円
	中 学 生	10,000円
	高 校 生	15,000円

※父母が死亡した場合、または、重度の障害を負った場合は、2倍の金額を支給する。

※奨学手当の受給者が義務教育を終了したときは、祝い金として30,000円を贈呈する。

③支給時期及び支給方法

9月及び3月の初めに交通遺児名義の金融機関口座へそれぞれ6か月分を振り込む。

2. 交通安全対策事業等に取り組む団体への助成

(1) 東京高速道路交通安全協議会への助成

シートベルト着用の推進、交通安全教育の徹底と各種交通安全資機材等の充実整備、街頭指導活動、高速道路交通警察隊に対する支援及び協力などを通じ、交通安全対策事業を適切、かつ、効果的に実施している東京高速道路交通安全協議会に対して、事業費の助成を行う。

(2) 特別賛助会員が取り組む交通安全対策事業等に対する助成

地域社会の福祉の増進に寄与することを目的として、一般社団法人東京都トラック協会の支部青年部の協力を得た上で、当財団の事業目的に沿った地域福祉活動を実施した当財団の特別賛助会員に対して、事業費の交付を行う。

3. 広報・普及啓発事業

教育委員会、警察署等との連携による広報及び普及啓発

(1) 警視庁交通部主催「セーフティドライバー・コンテスト」無事故・無違反達成者に対する副賞贈呈

一般社団法人東京都トラック協会会員所属の都内営業所の運転者に通常の業務・運転活動を通じて交通ルールの厳守と運転マナーの向上を呼びかけるとともに、参加事業者の交通安全意識の高揚を図り、トラック運送業界を挙げて交通事故の絶無を期することを目的とする、警視庁交通部主催の「セーフティドライバー・コンテスト」の無事故・無違反達成者に副賞を贈呈する。

(2) 一般社団法人東京都トラック協会主催「『トラックの日』児童絵画コンテスト」に対する助成

トラック運送事業が「社会との共生」を目指し、事故防止や環境保全に努めていることを広く社会に理解してもらうことを目的として、一般社団法人東京都トラック協会が都内の小学生を対象に実施している「『トラックの日』(10月9日) 児童絵画コンテスト」の趣旨に賛同し、費用の助成を行う。

(3) 一般社団法人東京都トラック協会青年部が東京都内の小学校からの要請に基づき実

施する「児童のための交通安全教室」に対する助成

一般社団法人東京都トラック協会青年部において、東京都内の小学校からの要請に基づき実施する「児童のための交通安全教室」（トラックを使用した事故の実演やトラック乗車体験等）の趣旨に賛同し、費用の助成を行う。

(4) 一般社団法人東京都トラック協会女性部が実施する東京都内98警察署との意見交換及び交通遺児援助活動に対する助成

一般社団法人東京都トラック協会女性部が行う次の社会福祉活動の趣旨に賛同し、費用の助成を行う。

- ①春及び秋の交通安全運動の実施方法に関する都内全警察署との意見交換の実施に伴う生花贈呈
- ②独立行政法人自動車事故対策機構東京主管支所所管の「友の会」会員である交通遺児等及びその保護者の東京ディズニーシー等への招待